

平成26年度 事業推進概要

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

【事業推進概要】

暴力団は、近年、伝統的資金獲得活動等に加え、組織実態を隠蔽しながら関係企業や共生者等を利用し、資金獲得活動を活発化させる一方、その意に沿わない事業者を対象とした襲撃事件を敢行するなど、社会にとって大きな脅威となっています。京都では、一昨年暮れに、上場企業社長が、何者かにけん銃で射殺される事件が発生しており、府民生活に対する現実の脅威となっています。このように、暴力団等反社会的勢力は、新たな資金源の開拓、既存の資金源の確保等組織の生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず不安と恐怖感を与えています。

暴力追放運動推進センターは、府民の皆様と協力して暴力団等反社会的勢力の社会からの排除、弱体化に取り組んできましたが、皆様が期待している安全で住みよい社会の実現には、未だ至っておりません。

このような現状を厳しく受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の充実に努め事業活動である広報、支援活動等各機能を十分に發揮し、府民の皆様からの信頼が高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう事業活動に取組んできました。

今年度も、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう平成27年度の事業活動を進めています。

第1号議案

平成26年度「事業報告」及び「収支決算」について

I 事業報告

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 「京都府民だより」に登載
- 犯罪被害者支援リーフレット等に登載
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 京都駅前電光ニュース放映掲示板に暴力排除広報
- 地下鉄京都駅デジタルサイネージを利用した「京都府民大会」の電照広告
- 京都駅地下（通称コトチカ）広場設置及び地下鉄四条駅の電照広告を利用した暴力団等反社会的勢力排除を目的としたデジタルサイネージ利用の広報
- 京都市営地下鉄に電照看板の設置（2ヶ所 1年契約）
 - 「京都駅・丸太町駅」
- ラジオFM845放送を利用した「暴力団等反社会的排除啓発」広報
- 地下鉄「ドアちかハンディマップ」に掲載 (10万部)
- マスコミ媒体を活用した新聞掲載等
 - ・ 産経新聞「近畿の警察官表彰」記事に伴う暴力追放広報
- 各事業所に「暴力追放看板」配分 (15台)
- 責任者講習受講者用配付資料（パンフレット等）
 - ・ 不当要求防止責任者教本 (1,900部)
 - ・ 公務員対象冊子「行政対象暴力の現状と対策」 (1,500部)
 - ・ 企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」 (1,500部)
 - ・ 一般対象冊子「暴力団情勢と対策」 (1,500部)
 - ・ 共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」 (1,500部)
- ポスターの作成配布
 - ・ 暴追標語入2015年カレンダー（近畿ブロック・センター） (550部)
 - ・ 暴追標語入2015年カレンダー（三ない運動プラスワン等）2種類 (各500部)
 - ・ 暴追標語入携帶用2015／2016カレンダー (1,000部)
 - ・ 広報用チラシ6種類 (各1,000枚)
- その他
 - ・ 不当要求防止責任者選任事業所門標（プレート） (1,000部)

- ・ 暴力追放相談委員之証（プレート） (50個)
- (2) 行政機関、団体等の発行する広報誌紙等への掲載依頼
京都府発行の「府民だより」・各市町村発行の広報紙、犯罪被害者支援リーフレット等への機関誌などの機会を捉えて、「府民大会の開催」「よろず相談（舞鶴）」など事業内容の掲載を依頼し、センター事業の普及宣伝に努めた。
- (3) 暴排資料の配布等
京都府・京都市暴排条例施行に伴い、暴排ビデオ・のぼりの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ（ウェットティッシュ等）を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。
- (4) 「みんなの力で暴力・違法銃器追放」京都府民大会の開催
10月28日、「京都テルサホール」において、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約600名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部の犯罪被害者遺族による「暴力団に父を殺されて」の講演、狂言「千本ゑんま堂狂言（京都市無形文化財）の公演を催した。
- (5) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動
地域・職域暴力対策協議会設立及び自治体の暴追大会、総会、研修会等には専務理事、上原事業課長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。
- (6) 主要な行事等参加支援状況
 - 第37回京都地区企業防衛対策協議会総会 (4月)
 - 北地区暴力対策協議会総会 (4月)
 - えせ同和行為対策関係機関連絡会 (6月)
 - 京都府銀行警察連絡協議会役員総会 (6月)
 - 京都府犯罪被害者支援連絡協議会総会 (6月)
 - 第36回少年を明るく育てる京都大会 (7月)
 - 京都建設業暴力追放協議会総会 (7月)
 - 京都府生命保険警察連絡協議会 (8月)
 - 京都府自動車販売店暴力対策協議会総会 (8月)
 - 京都府証券警察連絡協議会総会 (9月)
 - 南ホテル等防犯連絡協議会 (9月)
 - 亀岡市暴力追放協議会設立30周年記念 (9月)
 - 京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会会議 (11月)
 - ワコール新京都ビル建設不当要求対策協議会会議 (11月)
 - 京都府ゴルフ暴力団・防犯対策協議会設立総会 (1月)
 - 不動産取引における暴力排除のための京都連絡協議会総会 (3月)
 - 京都生活保護暴力対策協議会総会 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 大会、総会、研修会等を通じての支援

全国暴力追放運動中央大会（11月）に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・上原事業課長が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため（暴排条項）」の冊子等を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(2) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身につける絶好の機会であることから、受講者と関連のある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、民暴委員会弁護士による講演を行い、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(3) 京都府暴力追放功労表彰(10月28日京都テルサホール於)

○ 京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」において、地域、職域で、暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった

団体

・ 京都桂川地区不当要求防止対策協議会（会長：吉田 隆一 氏）
に、京都府暴力追放運動推進センター会長（京都府知事）京都府警察本部長連名の表彰状が授与された。

○ 近畿ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

団体

京丹後市防犯・暴力追放推進協議会

（会長：京丹後市長 中山 泰 氏）

に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

(4) 賛助会員等に対する反社会的勢力からの被害防止セミナーの開催

賛助会員等対象に、平成26年7月31日「東急ホテル」において開催し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課課長補佐の講演「最近の暴力団情勢と対策」及び「京都を取り巻く反社会的勢力と暴力団排除条例」をメインテーマに京都弁護士・京都府警察組織犯罪対策第二課長・当センター専務理事等によるパネルディスカッションを行うとともに、書籍「企業による暴力団排除の実践」を配布した。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後4時まで）している。

- 京都府下舞鶴市役所市民相談課主催の「困りごと相談所」を年4回開催しており、舞鶴警察署員の応援を得て当センター相談員を派遣し
平成26年 5月20日 舞鶴市西総合会館
平成26年 5月21日 赤れんが2号館（市政記念館ホール）
平成26年11月18日 舞鶴市西総合会館
平成26年11月20日 赤れんが2号館（市政記念館ホール）
において「暴力相談所」設けて対応した。

(2) 相談活動状況

		相談受理状況 503件（前年同期対比 +1件）
相談方法	電話	176件 (-66)
	面接	308件 (+65)
	インターネット等	19件 (+2)
対象別件数	暴力団員	24件 (+3)
	右翼標榜者	2件 (-3)
	不明	477件 (+1)
相談内容	暴力的不当要求行為	1件 約 0.2%
	刑法等の罪に関するもの	37件 約 7.4%
	暴力団事務所関係	0件 約 0%
	離脱・加入強要等	3件 約 0.6%
	その他	462件 約 91.8%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報誌紙及びセンター発行の暴力相談チラシ（6種）を配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

支援活動

7月6日、京都府立体育館で開催の「第36回少年を明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

5 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円を

支援した。

6 研修活動等

(1) 暴力追放相談員研修会

平成26年7月16日、TKP東京八重洲カンファレンスセンターにおいて全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

(2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会等

○ 10月20日、に近畿管区警察局において連絡協議会の開催に参加し意見交換等研修を行った。

(3) 他府県暴力追放大会等への参加

○ 近畿府県実施の暴力追放大会

・ 兵庫県 11月7日 第23回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール於)

・ 大阪府 11月14日 第23回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター於)

○ 全国暴力追放大会等

・ 東京都 11月25日 平成26年度全国暴力追放運動中央大会
(明治記念会館)

・ 岐阜県 7月12日 第23回暴力追放岐阜県民大会
(長良川国際会議場メインホール)

・ 山口県 11月7日 第23回山口県暴力追放県民大会
(山口県総合保健会館)

○ 民事介入暴力対策大会

・ 7月12日 第78回民事介入暴力対策岐阜大会
(岐阜都ホテル)

・ 11月7日 第81回民事介入暴力対策山口大会
(ホテルかめ福ロイヤルホテル)

(4) 全国専務理事等研修会

2月17日、TKP東京八重洲カンファレンスセンターにおいて警察庁、全国暴追センターが主催する「専務理事及び事務局長等研修会」に参加した。

7 受託事業

平成23年度4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成26年度	平成25年度	前年同期対比
実施回数	41回	58回	-17回
受講人員	2,713人	3,073人	-360人

(2) 講習種別と実施回数等

種 別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	15回 (-6)	854人 (-277)
定期講習	26回 (-11)	1,859人 (-83)
臨時講習	0回 (±0)	0人 (±0)
計	41回 (±17)	2,713人 (-360)
センター発足後	981回	56,754人

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他の職業	計
201人 (-150)	140人 (-15)	494人 (+105)	1,878人 (-90)	2,713人 (-360)

凡例 () は、前年対比

※ その他は、建設業等(建設・土木・電気業等)、小売業、飲食業、行政書士、ホテル旅館等

(4) 使用教材等

- 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)
- 講習用資料パンフレット等
 - ・ 民暴相談しおり
 - ・ 行政対象暴力の現状と対策
 - ・ 暴力団情勢と対策
 - ・ 企業対象暴力の現状と対策
- 暴排ビデオ等の効果的活用
 - 「不当要求の手口と対応あなたならどうする?」「解説 暴排条例」
 - 「断絶」「鉄の砦」

○ 受講修了書等の交付（配布）

- ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書）
- ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

8 その他

- (1) 京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、暴力団等からの不当な行為による被害を受け、またはおそれのある者からの相談等を受けた場合等において、三者間の適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（三者協定）」に基づき、平成26年6月3日京都弁護士会館において三者協定研修会を開催した。
- (2) 暴力団排除対策を推進する中、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、平成26年2月27日国家公安委員から「暴追センターによる組事務所使用差止請求制度」（代理訴訟）の適格団体としての認定を受けて整えているところである。
- (3) 暴対法、暴力団排除条例が施行され、組員等から「暴力団から脱退したい」「暴力団をやめさせたい」など暴力団排除気運が高まる中、社会復帰の一環として組織から離脱した者に対し就労支援等を行う事業に賛同する京都府・京都保護観察所・刑務所・京都府警察等関係機関と連携のうえ平成26年1月30日「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立、同年11月4日京都府警察本部中立売庁舎において総会を開催した。